第１　総則

１　計画の目的

新型インフルエンザは、過去、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。昨年４月には、豚由来の新型インフルエンザ（Ｈ１Ｎ１型）が発生し、世界中で猛威をふるっているが、その一方で、近年、東南アジア等において高病原性鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１型）がトリからヒトに感染する事例が報告され、鳥由来の新型インフルエンザの発生も危ぐされている。この新型インフルエンザについては、ほとんどの人が免疫を持っていないため、これが発生すれば、世界的な大流行（パンデミック）が起こり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じることが懸念されている。

警察は、個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に当たることを責務としており、新型インフルエンザの発生時においても、新型インフルエンザ対策業務はもとより、治安の確保に必要な警察業務を継続することが求められる。

しかし、新型インフルエンザの流行時には、その感染力の強さから職員及びその家族（以下「職員等」という。）の健康被害は避けられず、最大 40 ％の欠勤者が出ることも想定されている。

このため、その流行に備え、職員等の感染の予防・拡大防止を図り、限られた人員の中で、真に必要な業務を継続し、また、その業務の継続に必要な物資・サービス等を確保する体制を構築する必要がある。

本計画は、新型インフルエンザの発生時においても、警察がその機能を維持し、必要な業務が継続できるよう、発生時の社会・経済状況を想定し、必要な事項を定めることを目的とする。

２　実施方針等

(1)　実施方針

この計画の実施に当たっては、警察本部各部門及び各警察署が相互に連携して一体的な活動を行うとともに、知事部局等関係機関とも連携を密にし、的確に業務を推進する。

(2)　島根県公安委員会への報告

業務継続計画の実施に当たっては、時機を逸することなく島根県公安委員会に報告し、所要の指導を受けるとともに、島根県公安委員会を的確に補佐し、その権限に属させられた事務の迅速かつ適切な実施に努める。

(3)　適用範囲

この計画は、警察本部各部及び警察学校に適用する。警察署については、この計画に準じた業務継続計画を策定し、相互に整合性を図る。

３　被害想定

政府の新型インフルエンザ対策行動計画及び新型インフルエンザ対策ガイドラインで示された被害想定（表１及び表２）とする。

なお、新型インフルエンザの流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザの病原性や感染力等に左右されるものであることから、新型インフルエンザが発生した場合には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する。

表１　人的被害等想定

発症率	全人口の 25 ％が罹患
医療機関の受診者	1，300 〜 2，500 万人
死亡者	17 〜 64 万人（致死率 0.53 〜 2.0 ％）
流　行	一つの流行の波が約８週間続き、その後流行の波が２〜３回繰り返される
欠勤率	職員本人の罹患や罹患した家族の看病等のため、職員の最大 40 ％程度が欠勤

表２　社会・経済状況の想定

海外で発生の疑い	・　帰国者が増加 ・　出張や旅行の自粛 ・　国、自治体等への国民やマスコミからの問い合わせが増加
第一段階（海外発生期）	・　帰国者の大幅増や検疫の強化により、国内の海空港で相当な混雑が発生 ・　出張や旅行の自粛 ・　国民の不安が増大し、国、自治体、保健所、医療機関等への国民やマスコミからの問い合わせが増加
	・　食料品・生活必需品に対する需要が増加 ・　マスク、消毒液等の需要が増加
第二段階（国内発生早期）	・　発熱相談センターや 119 番に相談の電話が急増 ・　国、自治体等への国民やマスコミからの問い合わせが急増
	・　発生地域における学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業 ・　発症者の濃厚接触者の外出自粛が要請され、出勤が困難になる事態も発生
	・　一部事業者で不要不急の事業を縮小・休止する動き ・　一部事業者で来訪者の入場制限、検温、手指消毒、マスク着用等を求める動き ・　需要の急減が予想される業種では、非正規労働者の雇い止め等が増加
第三段階（拡大期、まん延期、回復期）	・　抗インフルエンザウイルス薬を求める患者多数が医療機関に来訪するなど、混乱が発生 ・　業務資源（医師・看護師、医薬品、人工呼吸器等）の不足により、一部に診療を中止する医療機関が出現

	・　学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業等が全国に拡大
	・　公共交通機関の運行はおおむね維持。利用者が減少した地域では、運行本数が減少
	・　電力、上下水道、ガス、電話等のライフラインはおおむね維持 ※　事態が悪化した場合、供給が停止する可能性もある。
	・　流通・物流の停滞、生産・輸入の減少により食料品・生活必需品の供給不足が発生するおそれ ・　マスク等の個人防護具の購入が困難になる可能性
	・　感染拡大に加え、学校・保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足により、従業員の欠勤が増加（最大４割程度）
	・　経済活動が大幅に縮小、企業の経営破たんが増加、雇用失業情勢が悪化
第四段階 （小康期）	・　社会が安定し始める ・　経済活動が一部正常化

第２　実施体制

１　未発生期の体制

島根県警察新型インフルエンザ対策委員会設置要綱（平成 20 年７月 10 日島備二甲第 1154 号本部長通達）に基づく島根県警察新型インフルエンザ対策委員会は、新型インフルエンザの発生に備えた各種対策を推進するとともに、警察本部各部門及び各警察署との調整を図り、本計画の策定及び見直しを行う。

２　海外発生期の体制

新型インフルエンザが海外で発生した場合には、「島根県警察新型インフルエンザ対策行動計画の制定について」(平成 20 年 11 月 19 日島備二甲第 1240 号本部長通達）に基づく島根県警察新型インフルエンザ対策甲号警備本部（以下「甲号警備本部」という。）を設置し、業務継続計画の発動に向けた検討を行う。

３　国内発生期の体制

新型インフルエンザが国内で発生した場合には、甲号警備本部が中心となり、業務継続計画で定められた必要な事項を実施する。

また、警察署に対しては、必要な指示、指導を行い、業務継続を支援する。

４　知事部局等関係機関との連携

警察本部は、業務継続計画の実施に当たり、警察庁及び管区警察局との連絡及び調整を図るとともに、知事部局等関係機関と連携を強化し、新型インフルエンザ対策に必要な業務を推進する。

第３　発生時継続業務等

１　業務継続の基本方針

新型インフルエンザの国内発生時においても警察の機能を維持するため、新型インフルエンザ発生に伴う各種対策業務（以下「新型インフルエンザ対策業務」という。）を優先業務とするとともに、治安の確保に必要な警察業務（以下「一般継続業務」という。）を継続する（以下両者を合わせて「発生時継続業務」という。）こととし、その他の業務（以下「縮小・中断業務」という。）は、縮小し、又は中断する。

２　新型インフルエンザ対策業務

島根県警察新型インフルエンザ対策行動計画（ 以下「島根県警察行動計画」という。）で新型インフルエンザの国内発生時に取り組むこととしている業務であって、新たに発生し、又は業務量が増加するもの及び新型インフルエンザの発生に伴い緊急に対応する必要性が生じる業務を新型インフルエンザ対策業務とする。島根県警察行動計画では、次の８項目を新型インフルエンザの国内発生時に実施する。

○　実施体制の確立
○　感染拡大の防止
○　防疫措置の支援
○　水際対策の支援
○　新型インフルエンザの地域封じ込めの支援
○　医療活動の支援
○　多数死体の取り扱いに当たっての措置
○　社会秩序の維持

３　一般継続業務

(1)　一般継続業務

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であって、一定期間、縮小し、又は中断することにより、治安や県民生活・経済活動に重大な影響を与えるため、まん延期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものを一般継続業務とする。

また、新型インフルエンザによる被害は長期化することが考えられるため、組織の維持に必要最低限求められる業務及び発生時継続業務を行うための環境を維持するための業務も一般継続業務とする。

主な一般継続業務は、別添１「業務の仕分け」のとおりとする。

(2)　留意事項

一般継続業務の実施に当たっては、感染拡大をできるだけ阻止するため、次の３点について留意すること。

○　一般継続業務であっても、その緊急性や必要性を検討し、早急に対応が必要でないものは縮小し、又は中断すること。
○　業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員により、短時間で効率的に実施できるよう工夫すること。
○　許認可等の窓口業務や運転免許関連事務等、感染リスクのある業務に関しては、可能な範囲で感染リスクの低い実施方法を検討すること。

4　縮小・中断業務

(1)　縮小・中断業務

縮小・中断業務とは、調査・研究業務など、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務とする。

主な縮小・中断業務は、別添１「業務の仕分け」のとおりとする。

(2)　留意事項

縮小・中断業務であっても、緊急に対応する必要があると認められる場合には、人員配分を調整の上、適切に対応すること。

第４　業務継続のための執務体制の確立

1　新型インフルエンザ発生時の執務体制

(1)　意思決定方法の工夫

意思決定権者である幹部の感染リスクを低減するため、決裁の簡略化、対人距離の確保等の措置を講ずる。

(2)　幹部が罹患等した場合の対応

ア　代理決裁

意思決定権者である幹部が新型インフルエンザに罹患するなどにより出勤が困難となった場合には、島根県警察本部の処務に関する訓令（平成11年２月12日県警察訓令第３号）第５条から第９条の規定に基づき、代理決裁を行う。

イ　電話等による報告

代理決裁を行った場合には、状況に応じて、電話・ＦＡＸ等により本来の意思決定権者に報告する。

(3)　業務継続実施責任者等

ア　業務継続実施責任者

各所属に業務継続実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置き、発生時継続業務を的確に継続するため、この計画に定められた業務を行うものとする。

業務継続実施責任者は、所属長とする。

イ　業務継続実施副責任者

各所属に業務継続実施副責任者を置き、実施責任者を補佐し、実施責任者に事故があるときは、その業務を代行させるものとする。

業務継続実施副責任者は、各所属の調整官、次長、副隊（所・校）長とする。

(4)　感染防止従事責任者

各所属に感染防止従事責任者を置き、新型インフルエンザ発生時において、職員の感染拡大をできる限り抑えるため、職員等の健康管理、感染予防及び職場内における感染拡大防止に関する業務を行うものとする。

感染防止従事責任者は、各所属の調整官、次長、副隊（所・校）長とする。

2　人員計画等

実施責任者は、業務の仕分けに基づき、あらかじめ課室係単位で発生時継続業務及びそれを実施するために最低限必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握し、人員計画を作成する。また、新型インフルエンザの発生時には、人員計画を円滑に運用するとともに、感染リスクを軽減させる措置をとること。

(1)　人員計画の作成

実施責任者は、別表「業務継続のための人員計画」を作成し、警務課企画係へ報告すること。人員計画では、職員の40％が欠勤することを前提とした上で、発生時継続業務を継続するために必要な人員を所属内で確保すること。

この際に実施責任者は、専門知識が必要な業務に当たる職員の有無を確認し、該当する職員がいる場合は、その代替職員又は代替方法についてあらかじめ定めておくこと。なお、「人員計画」に変更が生じた場合は、遅滞なく警務課企画係へ報告すること。

(2)　人員計画の運用

ア　未発生期

(ｱ)　実施責任者は、課室係単位で発生時継続業務に必要な人員を把握するとともに、縮小・中断業務により配分できる人員を把握すること。

(ｲ)　実施責任者は、各業務資料の整理と共有化を図り、発生時継続業務を担当する職員が欠勤した場合でも、他の職員が速やかに業務を引き継ぎ、継続できるよう教育・訓練を実施すること。

イ　海外発生期

実施責任者は、新型インフルエンザが海外で発生した場合には、発生時継続業務及び必要人員等を確認し、国内発生に備えて、具体的な人員配分等を検討すること。

ウ　国内発生期

実施責任者は、この計画が発動された場合、直ちに人員計画による人員配分に基づく体制に移行するとともに、必要に応じて、各部庶務担当課又は警務課の協力を得て、職員の人員調整を行うこと。

この場合、新型インフルエンザ対策業務が確実に実施できるよう各所属における新型インフルエンザ対策業務の業務量を優先的に考慮するとともに、各所属における一般継続業務の業務量も考慮するものとする。

また、甲号警備本部長は、各警察署の発生時継続業務を維持するため、警察本部から必要な人員を業務継続が困難な警察署に派遣する。

エ　留意事項

実施責任者は、この計画の発動期間中には、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、感染防止従事責任者と共に、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう留意すること。

(3)　感染リスクの軽減方策

ア　通勤方法

感染防止従事責任者は、新型インフルエンザの発生時は、公共交通機関を利用した通勤者の感染リスクが高まることから、公共交通機関の利用を極力抑制し、完全週休２日制に伴う毎日制勤務及び時差出勤制度の実施について（平成４年11月30日島企第516号本部長通達）に基づき、時差出勤を行わせるなど通勤途上の感染リスクの軽減に努めること。

イ　勤務形態

実施責任者は、課室係内において班を編制し、必要に応じ、時差出勤を活用して班ごとに勤務時間を指定する班交替制勤務等も検討すること。

3　職員等の感染状況の把握等

職員等は、出勤前に検温を実施し、発熱等のインフルエンザ様症状がある場合は、速やかに発熱相談センター等に連絡し、その指示に従って発熱外来等を受診すること。その結果、新型インフルエンザの疑いがあると診断された場合には、所属の感染防止従事責任者に連絡するとともに、感染防止従事責任者は、職員に対し休暇の取得等を指示した上、厚生課健康管理係へ速報すること。

第５　業務継続のための執務環境の整備

1　庁舎管理及び物資等の確保

(1)　庁舎管理

ア　入庁制限

庁舎管理者は、新型インフルエンザの発生時には、庁舎内における感染拡大を防止するため、庁舎の出入口にポスターや看板を設置するなどし、入庁者に対し、庁舎入口における手指消毒及びマスク着用や発熱等の症状を有する者の入庁制限を実施すること。

イ　面会場所の確保

面会場所を執務室以外に設置するなどにより、入庁者の執務室内への進入を制限する。

(ｱ)　本部庁舎にあっては、原則として１階応接室又は聴聞室とする。

(ｲ)　本部庁舎以外の各庁舎にあっては、感染防止従事責任者が面会スペースを庁舎内に確保する。

(2)　庁舎利用の制限

庁舎管理者は、新型インフルエンザの発生時には、各種業務を継続するために必要な庁舎内施設の利用制限を行うこと。

(3)　隔離場所の確保

本部庁舎内において職員が新型インフルエンザを発症した場合には、健康管理室の相談室を一時隔離場所として使用する。

本部庁舎以外の各庁舎にあっては、感染防止従事責任者が発症職員の一時隔離場所を庁舎内に確保する。

(4)　事業者への要請

会計課は、庁舎の清掃、各種設備の保守、点検等、庁舎の機能維持に必要な事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請すること。

(5)　物資等の確保

ア　対象事業者

実施責任者は、発生時継続業務を維持するうえで必要な事業者並びに当該事業者が事業を継続することが困難になった場合の代替業者をあらかじめ把握しておくこと。

なお、当該事業者に対しては、業務継続に関する調整及び協力要請を行うものとする。

イ　被留置者の食事の確保

被留置者の食事の契約業者に対しては、業務継続について協力を要請する。

また、当該契約業者が業務を継続することが困難になった場合は、島根県警察新型インフルエンザ対策行動計画対応マニュアル（以下「対応マニュアル」という。）により食事を確保する。

ウ　備蓄食料の管理

新型インフルエンザの発生時において食料が入手困難となった場合に備え、備蓄食料の適切な管理を図る。

2　情報通信の確保

(1)　通信の確保

中国管区警察局島根県情報通信部と連携して、甲号警備本部や各種活動現場において必要な通信を円滑に確保するため、情報通信部との連絡担当者及びその代替職員を複数人指名する。また、情報通信部との連絡要領や窓口を明確化し、代替職員以外の職員にも広く周知させておくなど、担当職員の不在に対応した体制の確保を図る。

(2)　情報管理機能の確保

各種情報管理システムについては、島根県警察行動計画及び対応マニュアルに基づき、担当職員の不在に備えた定型的な業務の手順書の作成、各種情報管理システムの操作方法の教養等を実施する。

また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧については、対応マニュアルに基づき、早期に障害から復旧できるよう、平素から関係事業者等と緊密な連携に努める。

3　医療体制の確保

厚生課は、職場において職員が発症した場合に備え、発熱相談センター等を確認し、感染防止従事責任者を経由して職員等に周知させること。

なお、被留置者が感染者等になった場合に診療を要請する医療機関及び感染者となった被留置者の入院を要請する医療機関並びに入院させるまでの間に隔離する場所については、対応マニュアルに基づき対応する。

第6　感染防止の徹底

1　個人及び家庭での感染予防

職員等は、咳エチケット、手洗い及びうがいを徹底するとともに、外出に当たっては、人混みをなるべく避け、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときにはマスク（不織布製）を着用するよう努めること。

また、マスクはいつでも着用できるように準備し、咳、くしゃみ、鼻水等の症状がみられた場合は、速やかに着用すること。

2　職場における感染拡大防止策

感染防止従事責任者は、職場における感染拡大防止を徹底するため、次の措置を徹底すること。

○　職員は、出勤前に検温を実施し、発熱等のインフルエンザ様症状がある場合は、いかなる理由があっても出勤しないこと。

○　課（室）に消毒剤を配備すること。

○　机のレイアウトの変更やパーティションの設置等により対人距離を保持すること。
○　対面による会議を極力避け、電話会議等を実施すること。

3　発症者等への対応

(1)　職場で発症者が出た場合の措置

感染防止従事責任者は、職場において発症者が出た場合には、次の措置をとること。

ア　職場で発症者が出た場合には、速やかに厚生課に報告するとともに、発症者及び発症者と濃厚接触した職員にマスクを着用させること。

イ　発症者に対応する職員に、感染防護キットを着用させること。

ウ　発症者を一時隔離場所に移動させ、発熱相談センター等の指示に従い、発熱外来等へ搬送すること。

エ　消毒液等を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等発症者が接触した可能性のある箇所の消毒を実施すること。

オ　発症者と濃厚接触した職員については、発熱相談センター等の指示に従い対応すること。

(2)　休暇措置

ア　インフルエンザ様症状を呈する場合

年次休暇又は私傷病休暇を取得する。

イ　濃厚接触者として、検疫法の規定に基づく停留又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく外出自粛要請等の措置を受けている場合

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和 27 年６月 10 日県人事委員会規則第４号）第３条に基づくものとして、特別休暇を取得する。

ウ　保育所等の臨時休業による子等の世話のため出勤ができない場合

原則として、年次休暇を取得する。

第７　業務継続計画の発動等

1　発動

業務継続計画は、原則、国内で新型インフルエンザが発生し、政府対策本部が第二段階（国内発生早期）の宣言を行った時点で発動する。

初期段階で発生した新型インフルエンザの重篤性、感染力等が不明である場合は、発生時継続業務以外の業務で感染リスクの高いものは早期に縮小又は中断し、感染リスクの軽減に努める。

2　状況に応じた対応

実施責任者は、事態の進展に応じ、この計画に沿って、人員体制等を変更することになるが、その際、業務遂行上生じた問題等については情報を集約し、必要な調整を行うこと。

3　通常体制への復帰

原則として、政府対策本部が第四段階（小康期）に入ったことを宣言をした場合には、通常体制に復帰する。ただし、本県での流行状況を踏まえ、第四段階の宣言

の前に順次通常体制に復帰すること、又は第四段階の宣言後も業務継続計画の発動を継続することがあり得る。

第８　業務継続計画の維持・管理等

１　公表・周知

この計画は公表する。特に、県民生活に影響を及ぼす業務の縮小・中断については、広報を行う。

２　教育・訓練

実施責任者は、職員に対し、新型インフルエンザ発生時の対応について周知、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行うこと。

また、新型インフルエンザが発生し、欠勤率が高まった場合の対応や職場において発症者が出た場合の対応訓練等を実施し、業務継続計画の点検確認を行うほか、改善点等の課題を分析すること。

３　点検・改善

新型インフルエンザに関する新しい知見が得られた場合、島根県警察行動計画が改正された場合、訓練等を通じて改善が必要となった場合等には、必要に応じ、この計画の修正を行う。

また、人員計画で把握した職員や物資・サービス等の対象事業者のリスト等の変更についても適宜点検し、必要な修正を行う。